

平成31年1月21日

ごみ収集運搬業務における最低制限価格の取り扱いについて

島原市総務部契約管財課

本市が発注するごみ収集運搬業務の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととし、試行します。

1 対象業務

競争入札に付するごみ収集運搬業務のうち、原則として設計金額50万円（税込み）以上の業務

2 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに算出した額とする。

業務区分	最低制限設計価格
ごみ収集運搬業務	設計金額の75%

3 最低制限価格（税抜き）

上記2で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4 数値の取り扱い

最低制限価格、最低制限設計価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

5 試行期間

平成31年1月21日以降に入札公告又は入札執行通知する業務から当分の間